

浜松市雇用対策協定に基づく事業計画

令和 8 年度

浜 松 市

静岡労働局

目次

第1 趣旨	1
第2 雇用施策の柱	
1 市と労働局との連携体制拡充による雇用対策の推進	
(1) 市と労働局との連携	1
(2) 労働対策関連情報の提供等	2
(3) 浜松市雇用対策協定に基づく雇用対策の推進体制	2
2 生活困窮者等の就労支援	
(1) 浜松市ジョブサポートセンター事業（一体的実施事業・生保型）	3
(2) 生活保護受給者等就労自立促進事業（ワークライフサポート事業）	3
(3) 生活困窮者自立支援事業	4
(4) ホームレス自立支援事業	5
(5) 自殺対策の推進	5
(6) その他生活困窮者等への連携支援	5
3 若年者の就職促進、自立支援対策の推進	
(1) 新卒者、既卒者の就職支援	6
(2) 若者の正社員化の推進	7
(3) 就職氷河期世代を含む中高年層に対する就労支援	8
4 女性等の就業希望等の実現	
(1) 女性の活躍の場づくりの推進	9
(2) 子育て女性等への就職支援	9

5	高年齢者の雇用対策の推進	
	(1) 浜松市ジョブサポートセンター事業（一体的実施事業・一般型）	1 1
	(2) 高年齢者の就業希望の実現	1 1
6	障がい者の雇用対策の推進	
	(1) 浜松市ジョブサポートセンター事業（一体的実施事業・一般型）	1 2
	(2) 地域の障がい者就労支援の強化	1 3
	(3) 雇用・福祉・教育等の連携による就労支援	1 3
	(4) 障がい者就職面接会・企業見学会の開催	1 4
7	外国人市民の雇用対策	
	(1) 外国人労働者の就労支援	1 5
8	働き方改革の推進	
	(1) ワーク・ライフ・バランスの推進	1 6
	(2) 働きやすい職場環境の実現に向けた支援	1 7
9	雇用創出・雇用確保	
	(1) 企業誘致関連事業	1 7
	(2) 企業等への支援	1 8
	(3) 中小企業の競争力強化、経営基盤の充実	1 8
	(4) 中小企業勤労者の福利厚生充実	1 8
	(5) その他の雇用に関する支援	1 9

《再掲》浜松市雇用対策協定に基づく事業計画一覧（担当課順）

第1 趣旨

浜松市（以下「市」という。）と静岡労働局（以下「労働局」という。）は、浜松地域における雇用・労働環境の改善に連携して強力に取り組むため、平成27年3月25日「浜松市雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結した。

この協定に基づき、市、労働局及び浜松公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）は、市が行う地域活性化、雇用創出その他の雇用に関する施策と、労働局における職業紹介、雇用保険、事業主指導その他の雇用に関する施策とが密接な関連のもとに円滑かつ効果的に推進されるよう、令和8年度の事業計画をまとめ、各施策に対する互いの理解を深め一体的な対策の実施により、浜松地域の雇用・労働環境の改善と就労支援の強化を図ることとする。

第2 雇用施策の柱

1 市と労働局との連携体制拡充による雇用対策の推進

市では、総合計画において「市民協働で築く未来へかがやく創造都市・浜松」を都市の将来像として掲げ、ものづくりで発展してきた本市の創造性や努力の精神を次世代へ継承するため、10年後の理想像を示す「浜松市未来ビジョン」を策定した。このビジョンの実現に向け、10年後の姿を見据えた総合的な政策を基本計画に定めている。

このうち、産業経済分野においては、「創造性と安定性を兼ね備えた浜松の産業が、世界経済を支える」という10年後の姿の実現を目指し、「多様な人材の活躍促進」を重要な政策の一つとして位置付けている。

このため、誰もがやりがいを持ち、安心して働くことのできる環境を整備するとともに、求職者や企業に対する就労に関する相談や支援を効果的に実施するため、市と労働局は協力体制を強化し、連携して雇用施策に取り組む。

さらに、産業構造の変化や人口減少に対応するため、大都市圏からの学生や転職者の誘致、人材需要に応じた円滑な労働移動の促進、産業振興に貢献する人材の確保等に取り組む必要がある。このことから、市と労働局は、現状および将来を見据えつつ、企業や関係団体との連携を強化し、雇用対策を推進していく。

（1）市と労働局との連携

市においては産業部、労働局においては職業安定部を雇用施策の連携窓口とし、就労支援をはじめとする各種雇用対策について情報の共有化を図るとともに、協働体制の下で施策の推進を図ることとする。

この連携の取組の一つとして、市と労働局は、就労支援事業強化の一環として「一体的な実施」に関する協定を締結し、平成25年度から、市庁舎内において、生活困窮者、高齢者、障がい者を対象としたワンストップによる就労支援サービスを提供する「浜松市ジョブサポートセンター」を運営している。

同センターでは、各窓口にハローワークの就職支援ナビゲーターを配置し、多様なニーズに対応した職業相談を予約制で実施している。これにより、就職に至るまで一貫したサービスを提供するとともに、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな就労支援を行っている。

(2) 労働対策関連情報の提供等

労働局は、企業、自治体、経済団体及び教育関係機関等に対し、国及び労働局が実施する雇用対策、人材確保対策、働き方改革等の雇用・労働関係施策について、適切な情報提供を行う。

また、多様な助成金制度や、地域におけるセーフティネットとしての役割を担う雇用保険制度及び求職者支援制度等については、労働局やハローワーク浜松のホームページやマスコミ等を活用し、広く周知・情報発信を行う。

さらに、職業訓練の各種メニューや、日常的に開催する面接会、相談会、セミナー等のイベント情報については、求人者・求職者マイページやLINE等のSNSを活用し、事業主及び求職者等に対してハローワークを通じて最新情報を直接発信する。

市は、雇用・労働施策の周知に当たり、「広報はままつ」や市ホームページ等の広報媒体を活用し、市民への情報提供を行う。

さらに、求職者と事業者を結ぶWebサイト「浜松就職・転職ナビ JOBはま！」を効果的に活用し、雇用・労働に関する情報及び市内企業に関する情報を、市民並びに県内外からの求職者に対して積極的に発信・提供する。

市と労働局は、これらそれぞれの取組について、相互に連携し、協力するものとする。

(3) 浜松市雇用対策協定に基づく雇用対策の推進体制

市、労働局及びハローワーク、行政及び労使団体は、浜松市雇用対策協定に基づく雇用対策を一体となって推進できるよう、相互に連携する。

このため、関係団体で構成する浜松市雇用対策協定運営協議会において、事業の進捗状況の把握及び全体調整を行う。

また、市は、本事業計画の策定及び推進に当たっては、事業計画に基づく具体的な取組方針及び内容について、庁内の関係所管課と十分な調整を実施する。

2 生活困窮者等の就労支援

社会環境の複雑化や経済構造が変化する中、悩みを抱え支援を望む就職困難者は絶えることがなく、また、生活保護世帯数も増加傾向にあることから、市及び労働局が連携強化を図ることにより、就労・生活支援事業等の雇用施策を迅速かつ効果的な取組により推進し、一人でも多く就職へと結びつけ自立した社会生活を促進する必要がある。

(1) 浜松市ジョブサポートセンター事業（一体的実施事業・生保型）

市と労働局は、市の就労支援事業を強化する取組の一環として締結した「一体的な実施」に関する協定に基づき、市が行う生活支援等と国が行う職業相談・職業紹介等を一体的に実施し、生活保護受給者等、就労意欲がありながら生活困窮に陥っている者に対して、相談から就職まで一貫した支援サービスを提供することにより、支援対象者一人ひとりの状況に応じた、きめ細かな就労支援を実施する。

【支援対象者】

生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者、生活保護相談・申請段階の者等で中央福祉事業所等に相談に来た生活困窮者、生活自立相談支援センター「つながり」の支援対象者のうち求職申込みがあった者

◆浜松市

- ・就労支援相談員による生活困窮者等に対する生活相談や関係機関とのトータルコーディネート。

◆労働局

- ・市から就労支援の要請のあった者又はハローワーク利用者の中からハローワークが選定した支援対象者に対し、福祉事業所職員や関係機関と連携を図りつつ、職業相談・職業紹介、求人情報の提供、職業訓練の相談及び情報提供のほか、個別求人開拓等の就労支援を実施。

(2) 生活保護受給者等就労自立促進事業（ワークライフサポート事業）

市と労働局は、生活保護受給者のほか、生活保護の相談・申請段階の利用者等も含め、広く生活困窮者を対象として、事業目標や連携等に関する協定を締結し、生活保護受給者等の就職による経済的自立や住居確保給付金受給者等の早期再就職の実現を図るなどの就労支援を実施する。

【支援対象者】

生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者、生活保護相談・申請段階の者等のうち、就労による自立の可能性が見込める者、生活自立相談支援センター「つながり」の支援対象者のうち求職申込みがあった者

◆浜松市

- ・就労支援対象者の状況を総合的に把握し、ハローワークへの適切な誘導、就労意欲の喚起、その他必要な支援を行う。
- ・事業主に対し、特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）の制度説明や就職後のハローワークからの雇用管理上必要な配慮に関する助言、事業所訪問等の支援策について説明し、求人開拓を行う。

◆労働局

- ・福祉事業所から就労支援の要請があった者又はハローワーク利用者の中からハローワークが選定した支援対象者に対し、福祉事業所等の職員や関係機関と連携を図りつつ、支援対象者ごとにそれぞれの希望条件に応じた求人情報の提供、職業紹介、職業訓練のあっせん、求人開拓、担当制によるチーム支援や必要に応じた就労後のフォローアップ等の就労支援を行う。
- ・各福祉事業所における巡回相談を実施し、ワンストップ型の就労支援を行う。福祉事業所が誘導した支援対象者に迅速かつ洩れなく対応するため市と常時連絡を取り合うとともに、就労意欲の喚起のための誘導についても積極的に受け入れ、就労支援に繋げる。

(3) 生活困窮者自立支援事業

平成 25 年 12 月に成立した生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の自立に向けた包括的かつ継続的な支援等を行うため、市と労働局は連携して、生活保護受給者等に加え、生活保護の相談・申請段階の利用者等も含め、広く生活困窮者を対象として、関係機関が連携し早期支援の強化や、就労による自立の支援を実施する。

◆浜松市

- ・生活自立相談支援センター「つながり」・「つながり浜北・天竜」を運営し、生活困窮者に対して、経済的、精神的、健康上、家庭内の問題などの総合的な相談を受け、適切な支援機関へ導く。
- ・住居を喪失した離職者等に対する就労・生活支援の相談や住居確保給付金の支給、受給者への求職支援を行う。
- ・住居を持たない生活困窮者に対して、一定の期間内において宿泊場所の供与や食事の提供等を行い、就労自立につながる支援を行う。

◆労働局

- ・専門機関による就労支援が必要と判断された支援対象者に対し、浜松市ジョブサポートセンター及びハローワークにおいて、就労に向けた職業相談・紹介、求人情報の提供、職業訓練の相談及び情報提供、特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）を活用した求人への応募などの就労支援を行う。

(4) ホームレス自立支援事業

市と労働局は、就労の意欲と能力のあるホームレスの求職者が、自らの意思により就労し地域社会の中で継続して生活を営むために、就労機会の確保に向けて就労相談等の支援を行う。

◆浜松市

- ・巡回相談や緊急一時保護、シャワー提供などのホームレス自立支援事業を実施し、個々のホームレスが抱える複合的に絡み合った問題の解決に向けた相談・支援体制の構築による自立支援を行う。

◆労働局

- ・浜松市と連携を図りながら、巡回によるきめ細かな職業相談等を行うとともに、求職者ニーズに応じた求人開拓や求人情報等の収集・提供及びトライアル雇用助成金等を通じ就労支援を推進する。

(5) 自殺対策の推進

市と労働局は、第四次浜松市自殺対策推進計画（令和6年度～令和10年度）に基づき、「孤立を防ぐ～ひとりじゃないよ、大丈夫。～」を基本理念として、地域社会全体で進める自殺対策のうち、労働者の心の健康保持増進に関する対策について、連携して取り組む。

◆浜松市

- ・孤立の防止のため、生活上の様々な悩みに対応する相談窓口を一覧化した「浜松市の相談機関一覧表」を作成し、ハローワークをはじめとする関係機関に配布し、周知を行う。

◆労働局

- ・ハローワークにおける職業相談窓口等で孤立の疑いがある方を把握した場合は、専門的な相談機関の利用を勧め、適切な支援に繋げる。
- ・市等の関係機関からの広報資材を活用した啓発活動を実施する。

(6) その他生活困窮者等への連携支援

市と労働局は、前記各対策のほか、浜松地域生活福祉・就労支援協議会の運営等により、第二のセーフティネット関連施策等の効果を高め、対象者の安定的な就労機会の確保により生活再建を図るため、関係機関の連携、協力、調整等を通じて地域の支援体制の強化を図る。

◆浜松市

- ・総合支援資金やくらしの資金、臨時特例つなぎ資金貸付に関する相談を実施する。

◆労働局

- ・生活保護受給者等に対する就労支援を効果的かつ効率的に推進するため、福祉部門及び雇用部門の関係機関が就労支援に関する目標を共有するとともに、役割分担及び連携方法の明確化を図ることを目的として、「浜松地域生活保護受給者等就労自立促進事業協議会」を運営する。

3 若年者の就職促進、自立支援対策の推進

大学及び高等学校の卒業予定者に係る就職内定率は、企業の高い採用意欲を背景として求人が増加しており、全体として高い水準を維持している。一方で、就職内定を獲得できる学生と獲得できない学生との間における二極化の傾向が、より一層顕著となっている。

このような状況を踏まえ、市と労働局は、新規学卒者や既卒者等に対する就職支援に加え、職業意識の形成や職場定着を図るための各種支援施策を関係機関と連携して実施するとともに、若年求職者に対して地域企業の魅力や企業情報を積極的に提供し、地元就職の促進を図るほか、正社員化の促進に取り組む必要がある。

(1) 新卒者、既卒者の就職支援

市と労働局は共同で高校・大学等との連携を推進し、新卒者に対するきめ細かな支援を行うとともに、高校・大学等と一体となった就職支援や中小企業とのマッチング、専門窓口の周知と活用促進を図る。また、求職者に対する企業情報を提供する。

◆浜松市、労働局

- ・高校生の職業や産業に対する理解を深め、適切な職業選択へと導くため、市とハローワークが共同して高校生の職場見学を実施する。

◆浜松市

- ・大都市圏等の大学生や市内高校生を中心とする若者の市内企業への就職を支援し、本市の産業を担う人材や労働力の確保を図るため、市内高校生を対象とした合同企業説明会の開催や、大学生を対象としたインターンシップイベントの開催等を実施する。
- ・浜松地域の産業を担う人材や労働力の確保を目的に大都市圏等の大学生等や移住・転職希望者の市内企業就職を支援するため、市内企業に精通した相談員を大学キャリア支援課等効果のある場所へ派遣等により相談支援を行う。
- ・市内中小企業等の正社員の採用活動に伴う企業情報の発信に要する経費等を補助することにより、市内中小企業等の人材確保及び市内就職促進を図る。
- ・市内中小企業の産業人材の確保と若者の移住や地元定着を図るため、市が認定する中小企業に就職した市内居住の若者を対象に、市と企業が官民一体となって協力し、奨学金返還額の一部を負担する支援を行う。
- ・市内企業への就職活動にかかる交通費等の補助により、求職者の就職活動費用

負担を軽減し、本市へのUIJターン就職の促進を図る。

- ・市内企業の魅力や業務内容等をPRする動画を作成し、あわせて過年度作成した市内のものづくり企業で活躍する文系女子を紹介する動画をスマートフォンの位置情報を利用して県内や大都市圏等の学生等に視聴させ、市内企業の魅力を効果的に発信する。
- ・将来的な市内就職を促進するため、小中学生を対象にした地元の産業や企業を知り、シビックプライドの醸成に繋げる「浜松みらいっこ事業」を実施する。
- ・中学生を対象に、企業代表による「社長の特別授業」を実施し、地元企業の魅力や地域産業への理解を深めるとともに、郷土愛の醸成を図ることにより、将来的な若者の流出抑制及びUターン就職の促進を図る。
- ・求職者及び事業主に対する求人情報の提供と就職・転職活動の支援を行うため、WEBサイト「浜松就職・転職ナビ JOB はま！」を運営し、地域企業の情報を積極的に発信する。

◆労働局

- ・浜松新卒応援ハローワークにおいて、学生や既卒3年以内の求職者に対して、就職支援ナビゲーターによるセミナー等の開催、職業相談、職業紹介、模擬面接、応募書類の作成指導、就職後の定着支援など、担当者制により一人ひとりのニーズに応じた支援を実施する。
- ・若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が認定する「ユースエール認定企業」について、普及拡大・情報発信を強化することにより人材確保に課題を抱える中小・中堅企業等と新卒者等のマッチングを促進する。
- ・大学生等の新卒者及び転職希望者のUIJターン就職支援のため、浜松新卒応援ハローワークや浜松わかものハローワークにおいて、求人情報の提供、職業相談、職業紹介、模擬面接、応募書類の作成指導等を実施する。
- ・就職面接会や各種セミナー等イベント情報について、窓口利用者への案内のほか、HP、LINE、X、求職者マイページ、オンライン相談などにより幅広く周知を実施する。また、市が行う事業の周知・広報に協力する。

(2) 若者の正社員化の推進

市と労働局は連携して、若者への職業相談・職業紹介から職場定着までの一貫した支援を行うとともに、キャリア形成支援、正社員就職支援、職業的自立支援を実施し、フリーター等の正社員化や、ニート等の若者の職業的自立を支援する。

◆浜松市

- ・労働局が実施する地域若者サポートステーション事業について、市は個別カウンセリングの実施や学び直し支援など側面的支援を実施する。
- ・ハローワークが運営する浜松地域若者支援連携会議に参画し、無業の状態から就職を目指す若者や、フリーター等の非正規雇用から正社員を目指す若者を対象として、地域における若者支援関係機関との連携を強化することにより、総

合的な支援体制の充実を図る。

- ・浜松市こども・若者支援地域協議会において、ニートやひきこもり等、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者を対象として、福祉、教育、保健、医療、雇用、矯正、更生保護等の関係分野の機関と連携し、総合的な支援体制の充実を図る。

◆労働局

- ・浜松わかものハローワークにおいて、35歳未満の求職者に対して、就職支援ナビゲーターによるセミナー等の開催、職業相談、職業紹介、模擬面接、応募書類の作成指導、就職後の定着支援など、担当者制により一人ひとりのニーズに応じた支援を実施する。
- ・トライアル雇用助成金及びキャリアアップ助成金について、企業における若年層への活用を促進するため、制度の周知徹底及び利用促進を図り、若年者の正社員雇用の推進につなげる。

(3) 就職氷河期世代を含む中高年層に対する就労支援

市と労働局は連携して、就職氷河期世代を含む中高年層（概ね35歳～59歳の雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代）で、現在もその影響を受けている者の職業的自立を支援する。

◆浜松市

- ・労働局が実施する地域若者サポートステーション事業に対し、就職氷河期世代の特性やニーズに即した個別伴走型支援を実施する。
- ・就職氷河期世代の社会参加や就労を図るため、地域若者サポートステーションはままつと連携し、就職氷河期世代個々の課題に寄り添った支援を実施する。

◆労働局

- ・経済団体、地域、行政を構成員とした「しずおか中高年世代活躍応援プロジェクト協議会」を設置し、支援に係る課題やニーズについての認識を共有し、地域の実情に即した支援メニューを構築する。
- ・ハローワーク「中高年層（ミドルシニア）専門窓口」（名称：ミドル・チャレンジコーナー）において、就職氷河期世代を含む中高年層（概ね35歳～60歳未満の者）の不安定就労者・無業者を対象として、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、各種セミナーの開催、公的職業訓練等必要な能力開発施策へのあっせん、求職者の適性・能力等を踏まえた求人開拓、就職後の定着支援等、安定した雇用の実現に向けた一貫した伴走型支援（チーム支援）を実施する。
- ・中高年層（ミドルシニア）限定求人等を集めた面接会、企業説明会や企業見学会を開催する。
- ・事業所に対し、特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）及びトライアル雇用助成金の活用を促しつつ、中高年層（ミドルシニア）限定求人等の開拓を行う。

4 女性等の就業希望等の実現

地域経済の活性化を図るうえで女性の活躍が重要となっているが、継続就業を希望しながらも、出産・育児等による離職が少なくない。また、一旦退職した後の再就職に際し、個々に課題を抱えているケースもある。

このため、継続的な職業キャリア形成や子育て中等の求職者ニーズに対応した職業相談や求人確保、また、女性が働きやすい就業形態の環境整備や女性一人ひとりの能力開発に取り組むことが必要である。

(1) 女性の活躍の場づくりの推進

市と労働局は、労働者が性別により差別されることのないよう、男女の実質的な機会の平等を担保するための積極的かつ自主的な取組（ポジティブ・アクション）について、情報提供を行う。また、女性の継続就労やスキルアップ等について、セミナーの開催等により支援する。

◆浜松市

- ・女性のキャリア形成等を促進するため、企業を対象として仕事と家事・育児の両立支援に加え、女性特有の症状を踏まえた「健康との両立」を啓発していく。
- ・多様な視点や発想を活かした女性に特化した起業支援セミナーを開催し、市内における女性起業家の育成と経済活動への参画促進を図る。

(2) 子育て女性等への就職支援

市と労働局は連携して、子育てをしながら就職を希望している女性等に対して、仕事と育児・介護の両立支援策や、求職者ニーズを踏まえたマッチング、求人の確保、関係機関と連携した情報の提供やセミナーの開催などの就職支援を実施する。また、ひとり親家庭への就職支援に取り組む。

◆浜松市、労働局

- ・区役所等で子育て中の女性を対象とした出張講座を実施し、保育や子育て支援サービス等の情報提供を行う。あわせて、子育て中で就労希望のある女性等の家庭と就業の両立を支援するなど、個々のニーズに合わせた就職支援を実施する。
- ・市が運営するひとり親サポートセンター（母子家庭等就業・自立支援センター）において、ハローワークと連携して以下の就業支援を実施する。
 - (1) ひとり親家庭等の抱える就業等に関する問題への相談を実施するとともに、ハローワークと連携し、求人情報の提供や求職者に対する施設の相互案内を行う。
 - (2) 事業主への求人開拓においてひとり親家庭等の雇用機会を広げるため、特定求職者雇用開発助成金等の情報提供を行う。
 - (3) ひとり親家庭等への、公的職業訓練やトライアル雇用助成金等の情報提供

を図り、常用雇用につなげる就業支援を行う。

(4) ひとり親家庭等の家庭環境等に配慮した職業相談・紹介を実施する。

- ・ハローワークは、マザーズハローワーク事業の円滑な実施を図るため、地方公共団体、その他関係機関により構成する両立支援ネットワークの構築を目的とした、みんなで考えるワークとライフ両立支援協議会を運営する。ネットワークを通じて、相互の施策についての理解促進を図るとともに、必要な情報を共有し、子育て世代等の就職支援をはじめとする、仕事と家庭の両立支援に係る具体的な連携事項を協議する。

◆浜松市

- ・ひとり親家庭を対象に、就職に有利となる資格取得のための訓練に対し、ひとり親家庭等自立支援給付金を支給する。
- ・ひとり親家庭の親又は児童をより良い条件での就職や転職につなげるため、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す対象講座の受講費用の一部を支給する。
- ・就職に有利となる資格取得を目指すひとり親家庭のために、高等職業訓練促進資金等の貸し付けを行う。
- ・就労意欲のある未就労女性の能力開発や就労意識の向上に繋がるイベントを開催し、女性求職者を支援する。また、デジタルスキルアップ講座の開催や、個別の就労支援を行うなど女性の就労を支援する。
- ・就労に不安を持つ未就労の子育て中の女性を対象に、職場体験、保育・キャリア両立支援、就労支援を行うことで、就労への意欲向上と市内就労・就労定着を図る。
- ・家庭の主婦、母子家庭、身体障害者、高齢者等に対し、相談から家内労働の斡旋業務等を行い、家内労働者の家庭経済の安定助長等を図る。
- ・就労中又は育休中の女性を対象に、職業領域における女性活躍推進を目的としたキャリアアップ及び就労継続を支援する講座等を行う。
- ・市内で就業中の女性を対象としたリスキリング講座やキャリア形成を考える研修を実施する。

◆労働局

- ・マザーズハローワーク浜松において、子育て・介護中の早期就職希望者への就職実現プランの策定や、仕事と家庭の両立希望へ対応する求人開拓、求人の確保、求人情報の提供、職業相談・紹介を行う。
- ・就職活動の具体的なノウハウ等に係る各種セミナー等を実施するとともに、関係機関が行う再就職のための支援セミナー等の情報提供を行う。
- ・母子家庭の母等の就職困難者を雇い入れる事業主を助成する、特定求職者雇用開発助成金の周知を進め、雇用機会の増大を図る。
- ・マザーズハローワーク浜松における潜在求職者へのアプローチとして、子育て中の女性などが自宅でも求職活動できるよう、オンラインでの求職登録、職業相談・職業紹介、セミナーなどを通じ、就職支援の拡充を実施する。

5 高年齢者の雇用対策の推進

少子高齢化が急速に進行し、労働力人口の減少が進んでいる中、働く意欲と能力を有する高年齢者が社会の支え手として活躍していただける社会の実現が重要である。本市では、平成31年2月に「70歳現役都市・浜松」共同宣言を行い、官民一体となり、誰もが70歳になっても現役を続けられる都市を目指している。

令和3年4月1日に、70歳までの就業機会の確保を企業の努力義務とする「改正高年齢者雇用安定法」が施行されたことから、65歳までの雇用確保はもとより、65歳を超えても働ける環境づくり、再就職の支援、さらには、多様な就業機会の確保に向けた取組を進める必要がある。

(1) 浜松市ジョブサポートセンター事業（一体的実施事業・一般型）

「一体的な実施」に関する協定の変更協定を行い、令和4年4月から市役所を利用する高年齢者に対するワンストップサービスを行う「シニア専用デスク」を浜松市ジョブサポートセンター内に新設した。

健康保険や年金手続き等で市役所を利用する就労意欲のある高年齢者を「シニア専用デスク」に誘導し、多様な就労ニーズを踏まえた職業カウンセリング、職業紹介を国（ハローワーク）の就職支援ナビゲーターが予約制で実施することで相談から就職まで一貫したサービスを提供し、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな就労支援を行う。

◆浜松市

- ・健康保険や年金手続き等で市役所を利用する就労意欲のある高年齢者（概ね55歳以上）を「シニア専用デスク」に誘導する。

◆労働局

- ・同デスクに配置する就職支援ナビゲーターによる高年齢者の職業経験や多様な就労ニーズを踏まえた職業相談・職業紹介を行う。

(2) 高年齢者の就業希望の実現

市と労働局は連携して、高年齢者の長年の職業経験や高齢期における就業意欲等の多様化に対応した就労支援を実施する。

◆浜松市、労働局

- ・公益社団法人浜松市シルバー人材センターは、地域の高齢者が「働くこと」を通じて社会参加を促進し、仲間づくりや健康維持などの生きがいを目的とし、臨時的・短期的または軽易な業務に係る就業機会を確保するほか、会員の希望や能力に応じてこれらの機会を提供するとともに、就業に必要な知識や技能を習得するための講習会を実施する。市と労働局は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、センターの活動を支援する。

◆浜松市

- ・高齢者が活躍する場の拡大を積極的に推進する事業所の認定制度を通して、高齢者の雇用創出や働きやすい環境整備等を促進する。
- ・企業に対し、求人開拓や高齢者雇用促進セミナーを開催し、高齢者雇用に関する情報を提供し、高年齢者の就労機会の確保に努める。
- ・高齢者に対し個別相談会を開催し、就労意欲がありながらハローワークを利用していないなど具体的な求職活動を行っていない高齢者を掘り起こし、「シニア専用デスク」に誘導するとともに、希望に応じて個別伴走型支援を行う。

◆労働局

- ・高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の周知・啓発を引き続き実施するとともに、ハローワーク及び各種団体等と連携し、希望者全員が65歳まで働くことができる制度、さらに、企業の実情に応じた年齢にかかわらず働くことができる制度の導入促進など、70歳までの就業機会の確保措置実施に向けた指導及び制度の浸透に取り組む。
- ・高年齢者の再就職支援の充実のため、きめ細かな職業相談・紹介を行うとともに、各種助成金制度を活用した支援を実施する。
- ・ハローワークの生涯現役支援窓口において高齢者に対する職業生活設計に係る相談、未経験の職種に就く不安を取り除くための職場体験・職場見学・各種セミナーの実施、浜松市が実施している生活支援施策等の紹介及び就業機会の提供を行う機関等の利用に関する相談・援助等を実施する。

6 障がい者の雇用対策の推進

ハローワーク浜松管内の障がい者の雇用状況は、民間企業の実雇用率が令和7年6月1日現在、2.55%と着実な進展がみられ、法定雇用率（2.5%）を達成しているが、達成企業の割合は52.5%と半数程度にとどまっている状況である。

また、令和8年7月1日から法定雇用率が2.7%に引き上げられることを踏まえ、より一層の障がい者の雇用機会の拡大に向け、地域における雇用維持・拡大の要請、法定雇用率達成指導、きめ細かな職業相談・職業紹介及び各種の雇用施策等を効果的に実施するとともに、職場定着支援も併せて行う必要がある。

さらに、障がい者の就労意欲が高まっており、福祉・教育関係施策や職業能力開発施策等との連携、精神障がい、発達障がい等、障がい特性に応じた就労支援の充実が求められている。

（1）浜松市ジョブサポートセンター事業（一体的実施事業・一般型）

市と労働局は、市の就労支援事業強化の一環として「一体的な実施」に関する協定を締結し、市が行う障がい者支援と国が行う就職相談・職業紹介等を一体的に実施し、就労意欲がある障がいのある方に対して、相談から就職まで一貫したサービスを提供する。

この窓口は、障害者手帳や障害年金、受給者証等に関する手続きのため市役所を訪れる機会の多い障がい者のために、就職支援をワンストップサービスで行うことを目的としており、国（ハローワーク）の就職支援ナビゲーターによる一人ひとりの状況に応じたきめ細かな就労支援を行う。

（２）地域の障がい者就労支援の強化

市と労働局は連携して、障がい者の雇用を推進するため、事業主や一般市民の理解を高めるとともに、障害者雇用率制度の十分な周知と意識啓発及び指導を行う。

◆浜松市、労働局

- ・企業伴走型障害者雇用推進事業とハローワークの雇用指導が連携し、障がい者の雇用拡大を図るとともに、障がい者差別禁止及び合理的配慮の提供義務等について周知を行う。
- ・雇用の着手や拡大を検討している企業等を対象に、雇用先進事例や医療・福祉・教育機関との連携方法等を紹介するセミナーを開催し、広く障害者雇用の啓発を行う。
- ・就職面接会や職場見学等の就労支援の場に加え、企業へのパンフレットの配布やホームページの活用、各種団体への説明等により障害者就労支援に関する福祉サービスや制度を周知する。

◆浜松市

- ・企業の障害者雇用を円滑に進めるため、企業伴走型障害者雇用推進事業において、雇用アドバイザーを派遣し、障がい者の能力に合った職務の選定や受け入れ体制の整備などについて、継続的な助言や支援を行い、障がい者の雇用拡大につなげる。

◆労働局

- ・障害者雇用率達成指導の厳正かつ計画的な訪問指導を実施する。
- ・精神障がい者や知的障がい者向けの求人開拓のため、各種助成金及び雇用支援策の周知を行う。
- ・障害者雇用促進法に基づく、「障害者雇用優良中小事業主認定制度」（通称：もにす認定制度）の周知を強化することで、中小事業主における障がい者雇用の進展に対する社会的な関心及び理解を喚起する。

（３）雇用・福祉・教育等の連携による就労支援

市と労働局は、福祉・教育から雇用への移行を一層推進するため、福祉施設、教育委員会、特別支援学校等との連携による的確な支援により就職の実現を目指す。

◆浜松市、労働局

- ・障害者就業・生活支援センターや地域の関係機関と連携し、ハローワークが開催する就労支援チーム会議で、障がい者の福祉から雇用への移行を支援できる

よう、就労支援機関の担当者間の日常的な連携を強化する。

- ・特別支援学校等に通う生徒やその保護者等を対象に、障がい者就労支援施設の活動内容を紹介する福祉事業所フェアを開催する。

◆浜松市

- ・浜松市障害者就労支援センター「ふらっと」において、障がいの程度や適性に
応じた就労に関する総合的な相談に応じるとともに、ネットワークの構築、情
報の収集・提供等を行い、ハローワークなど関係機関と連携し、障がい者の就
職と職場定着への支援を行う。
- ・就労支援事業所の支援技術の向上を図り、一般就労への移行者のより一層の増
加を実現するため、精神・発達障害者就労支援フォローアップ事業を実施する。

◆労働局

- ・障がいの特性に応じた雇用支援を図るため、各種助成金制度、ジョブコーチ支
援の活用を推進する。

(4) 障がい者就職面接会・企業見学会の開催

ハローワークと市は共同で、年に2回障がい者就職面接会を開催し、9月には障がい者雇用促進セミナーを、2月には精神・発達障害者しごとサポーター養成講座を同日に実施することにより、企業等の参加を促進し、多様な求人の確保を図る。

また、障がい者を雇用している企業の見学を実施し、雇用と就労に対する理解とイメージ共有を促進する。

◆浜松市

- ・障がい者の就労支援者や当事者に対し、障害者雇用の現場を見学する企業見学会を開催する。

◆労働局

- ・障害者雇用率未達成企業に対して就職面接会への積極的な参加勧奨を行い、障害者雇用率達成に向けた支援の強化を図る。

7 外国人市民の雇用対策

浜松市は、世界に雄飛する企業が立地し、その活発な企業活動を通じて地域経済の発展を支える外国人市民が数多く暮らしている。2008年のリーマンショックによる急速な雇用の縮小は、多くが非正規雇用であった浜松地域の外国人市民に深刻な影響をもたらした。人口も減少したが、国の外国人材受入れ拡大もあり、市内の在留外国人数は約31,000人で、国別ではブラジル約9,000人、次いでベトナム約5,000人と続き、近年は、技能実習生や留学生の受け入れもあり、アジア系国籍者の割合が増加している状況である。雇用情勢は外国人労働者数及び受入事業所数の増加により、安定した傾向が伺える。

外国人市民の7割近くが、永住者や定住者等の長期滞在が可能な在留資格を持ち、定

住化が進む傾向の中で、日本の慣習や日本語に不慣れな外国人労働者の生活環境や日本語能力に配慮しつつ、個別総合的な相談及び就職支援を実施することにより、外国人市民が安全で安心して暮らせる地域社会を構築する必要がある。

(1) 外国人労働者の就労支援

入管難民法が改正され、平成31年4月1日から在留資格「特定技能」による外国人労働者の受け入れが開始された。市と労働局は連携し、外国人雇用企業に対して雇用・労働条件に係るルールについての周知、啓発を行うなど、外国人市民の雇用安定・適正雇用の確保に向けた環境整備に取り組む。

◆浜松市

- ・浜松市多文化共生推進協議会の運営により、多文化共生都市浜松の実現に向け、多文化共生の推進に携わる各種団体や関係機関等の参画を得て多文化共生のまちづくりをオール浜松で推進する。
- ・外国人青少年の支援に係る関係機関等と連携し、職業意識の醸成や将来を考える研修、就業に関する情報の提供など、キャリア支援に資する事業を行う。
- ・外国人材の活躍促進に積極的に取り組んでいる事業所を認定するとともに、その取組や事業所名を公表することにより、外国人材の確保・定着・活躍促進並びに就労環境向上を図る。
- ・高度外国人材及び介護人材の就労後の定着促進を図るため、事業所が負担する住居確保及び定着支援に要する経費を助成する。
- ・浜松市多文化共生センター内に「外国人雇用サポートデスク」を設置し、市内企業等を対象とした外国人労働者の受け入れ相談、並びに外国人の就労に関する相談支援を行う。また、地域で活躍する高度外国人をメンターとして委嘱し、浜松市内に住む外国人留学生を対象とした交流会や相談会の開催を通じて、市内での就労や起業の促進を図る。
- ・企業が求める技術等と外国人留学生の高い能力をマッチングする取組等を実施し、浜松地域における産業人材を確保する。
- ・海外の意欲的な人材を経済の担い手として活躍していくことを促進するため、受入制度や方法、受入れ後の事例を市内企業に情報を提供し、外国人材の活躍機会の拡大を図る。
- ・市内企業を対象にインドのビジネス環境や最新経済・産業動向、インド人材の活用手法等に関するセミナーを実施し、インドの送り出し機関と本市の受け入れ機関とのマッチングを実施する。
- ・人材獲得や共同研究を目的に、インド工科大学ハイデラバード校（IITH）と市内企業・大学とのマッチングイベントを開催する。
- ・IITH教授を招き、静岡県立浜松北高等学校へ出前講座を実施し、インドやIITHについての講義を実施する。

◆労働局

- ・外国人就業支援連絡会議を開催し、外国人の就業支援に携わる関係機関と情報交換を行う。事業主に対して外国人雇用状況届出制度の徹底を図るとともに、外国人労働者の雇用管理改善の促進及び雇用維持のための相談・支援等について積極的に実施する。
- ・ハローワーク及び浜松新卒応援ハローワークにおいて、企業・大学等関係機関と連携しながら、専門的・技術的分野の外国人人材の就職促進を図る。
- ・浜松新卒応援ハローワークに留学生コーナーを設置し、就職支援ナビゲーターによる外国人留学生への就職支援、外国人雇用管理アドバイザーによる企業支援を実施する。
- ・ハローワークに通訳及び外国人専門相談員を配置するとともに、未就職外国人に対し職業相談、職業紹介を行い就職に向けた支援を実施する。また、コミュニケーション能力の向上等を目的とした外国人就労・定着支援研修を行うとともに、修了者の能力等を考慮し、積極的に公的職業訓練等をあつせんする。

8 働き方改革の推進

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や育児・介護との両立など、働き手のニーズの多様化に関する課題がある中、生産性向上とともに、就業機会の拡大や、意欲・能力を存分に発揮できる環境を整えることが重要である。

ハラスメント対策や多様な働き方等への取組により、働く意欲のある人が安心して働くことができ、働き手の個々の事情に応じた、柔軟で働きやすい職場環境を整えることが必要である。また、一人ひとりがより良い将来の展望を持てる社会の実現のため、市民や事業者の意識の醸成を図る取組が必要である。

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

市と労働局は、仕事とその他の生活を両立できるよう、育児休業・短時間勤務制度などを取得しやすい就業環境の整備を促進するとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた社会的機運を醸成する。また、企業のワーク・ライフ・バランスの推進にかかる取組を促進するため、企業・団体への普及・拡大に向けた情報発信を行う。

◆浜松市

- ・従業員の仕事と家庭生活の両立支援や、女性の活躍推進に努めている事業所を認証し、認証事業所の取り組みを市のホームページ等に掲載することにより、ワーク・ライフ・バランス等の取組を促進する。
- ・誰もが働きやすい職場環境づくりを目指す事業所を支援するため、事業所にワーク・ライフ・バランスアドバイザーを派遣する。
- ・市内企業の子育て世代従業員の活躍を推進するため、子育て世代従業員への支援等の取組を積極的に行っている事業所を『浜松市子育て応援宣言事業所』と

して認定する。

- ・コンテストを通じて模範的・先進的・独創的な取組の情報を発信することで、市内企業の子育てを応援する気運を高めるとともに、さらなる子育て支援の取組や子育て世代の就労を促進する。また、誰もが働きやすい環境づくりを推進するため、働き方改革に関するセミナーを開催する。

◆労働局

- ・育児・介護を行う労働者が就業継続できるよう、育児・介護休業法の周知・徹底を行う。

(2) 働きやすい職場環境の実現に向けた支援

市と労働局は、長時間労働の改善、非正規と正社員の格差是正を促進するため、企業向けセミナーの開催や制度周知などに取り組み、誰もが働きやすい職場環境の実現を目指す。

◆浜松市、労働局

- ・人権問題に対する正しい理解と認識を深めることにより、公正な採用活動及び働きやすい職場づくりを推進するため、市と労働局は企業の公正採用選考人権啓発推進員等を対象とした研修会として、人権啓発オピニオンリーダー講座を開催する。

◆労働局

- ・働き方改革関連法へ対応する企業への支援等として、非正規雇用労働者の処遇改善、労働時間の短縮及び生産性向上による賃上げ、人手不足の緩和等に向けた取組を支援する。

9 雇用創出・雇用確保

浜松市は全国有数の「ものづくりのまち」として、繊維、楽器、輸送用機器、光電子へと基幹産業の変遷とともに、世界に誇る企業を生み人材を輩出するなど発展を遂げてきた。経済環境が激変する中、数多く存在する中小企業のイノベーションを促進し、その先進地域として新産業の創出や支援体制の確立に取り組んでいる。

地域の持続的発展を図るためには、既存産業の活性化はもとより、企業誘致や成長が期待される分野における雇用機会の創出と、人材確保及び人材育成を図ることが重要である。

(1) 企業誘致関連事業

◆浜松市

- ・雇用機会の創出のため、製造業および高度な物流施設の誘致に取り組むほか、ICT 関連企業の誘致を促進する。

- ・立地を検討している企業に対して、労働市場や人材ニーズに関する情報の提供を行うとともに、労働局及びハローワークに対して人材確保支援を依頼する。

◆労働局

- ・企業からの労働市場や地域の求職者の動向、賃金状況等の情報に関する求めや、企業の求人情報が提供された場合には、市との連携・協力のもと、企業と積極的に接触を図り、人材確保に向けた各種支援に取り組む。
- ・市からの要請に基づき企業への同行訪問を行い、企業に対して市における労働環境や賃金状況、人材確保に関する情報などについて具体的な説明を実施する。

(2) 企業等への支援

◆浜松市

- ・雇用創出につながる起業等に対する支援のため、起業予定者等へのビジネス支援相談の実施、スタートアップ企業の成長支援・誘致事業を行う。
- ・市が定めた次世代輸送用機器等の成長7分野における、中小企業の事業化実現のための助成、公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構による地域企業の基盤強化のための企業支援を行う。

◆労働局

- ・求人充足支援の強化を図るため、求人者セミナーを実施し、求職者が応募しなくなる求人票の作成等について、求人者に対する助言指導を行う。
- ・市が行う事業の周知に協力し、当該事業に対しニーズのある事業主等については誘導を図る。

(3) 中小企業の競争力強化、経営基盤の充実

◆浜松市

- ・中小企業者の経営の安定と新規事業展開を支援する、ビジネスサポート資金、創業サポート資金、事業承継資金等の融資制度を実施する。
- ・ワーク・ライフ・バランス推進事業所や高齢者活躍宣言事業所などの認定等を受けた企業等に対し、ビジネスサポート資金優遇枠を設け、従業員規模に制限なく、より低利な利率で融資を受けられるようにすることで、一層の取り組み促進を図る。

◆労働局

- ・市が行う事業の周知・広報に協力するとともに、当該事業に対しニーズのある事業主等について誘導を図る。

(4) 中小企業勤労者の福利厚生の充実

◆浜松市

- ・市内中小企業勤労者の福利厚生の実充により人材の確保を図り、中小企業の振

興と地域社会の活性化に寄与するため、勤労者共済事業を実施する。

(5) その他の雇用に関する支援

◆浜松市

- ・浜松市福祉人材バンク（福祉関係の仕事を紹介する無料職業紹介所）を設置運営し、福祉事業を支える福祉人材の確保を目的に、福祉の職場に就業を希望する人や福祉の仕事に関心のある人を対象として、就職あっせんや就職相談のほか、福祉の職場に関する啓発等の事業を行う。事業の実施にあたっては、ハローワークをはじめとした関係機関との連携を図る。
- ・介護人材確保対策事業として、介護職員のキャリアアップに必要な資格取得費用の助成や、EPAによる外国人の介護人材を受け入れた事業所に対する支援を行う。
- ・市内の介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所等に介護職員等として勤務した場合に、貸与型奨学金の返済額の一部を個人に支給する。
- ・介護職員に安心して働いてもらうため、市内介護施設で小学生を預かるための職場環境等の整備を行う。

◆労働局

- ・浜松地域で開催される各種会議等を通じて、浜松地域の企業、自治体、経済団体及び教育関係機関による雇用問題に関する意見交換・情報交換を通じた各機関の連携強化及び雇用対策の効果的かつ迅速に対応するとともに、浜松地域における雇用施策への反映やマスコミを通じた情報発信に取り組む。
- ・ハローワークの人材確保対策コーナーにおいて、福祉職を希望する人や興味のある人に対し、職業相談・職業紹介・福祉に関する各種イベントの案内を行うほか、浜松市福祉人材バンクの説明を行い、浜松市福祉人材バンクが主催するセミナーや就職相談会等の情報提供等、福祉職を希望する求職者に対する支援を行う。
- ・浜松市福祉人材バンクとの共同で、11月11日の「介護の日」の前後1週間程度の期間内に、「介護就職デイ」として、介護職、ホームヘルパー、ケアマネジャーなど介護分野の就職面接会等を開催する。その他、ミニ福祉職場相談会を随時開催する。
- ・ハローワークに「キャリア形成・リスキリング相談コーナー」を設置し、訓練受講希望者等に対するジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングによる相談支援を行い、これまでの職務経歴、資格・免許、就業に関する目標・希望等を棚卸しすることにより、自己理解の促進やキャリア形成、リ・スキリングの方向付けを支援し、適切な訓練の受講を推進する。

浜松市雇用対策協定に基づく令和8年度事業計画一覧

No.	担当課名	事業名等	事業概要	事業主体	備考
1	国際課	浜松市多文化共生推進協議会	多文化共生の推進に携わる各種団体・関係機関やコミュニティ等の参画を得て、多文化共生のまちづくりをオール浜松体制により推進する。	浜松市	7-(1)
2	国際課	外国にルーツを持つ青少年のキャリア支援事業	外国人青少年の社会参加促進のため、地域や関係諸機関と連携し、職業意識の醸成や将来を考える研修、就業に関する情報の提供など、キャリア支援に資する事業を行う。	浜松市	7-(1)
3	国際課	外国人材活躍宣言事業所認定事業	外国人材の活躍促進に積極的に取り組んでいる事業所を認定するとともに、その取組や事業所名を公表することにより、外国人材の確保・定着・活躍促進並びに就労環境向上を図る。	浜松市	7-(1)
4	国際課	外国人材雇用事業所支援事業	高度外国人材及び介護人材の就労後の定着促進を図るため、事業所が負担する住居確保及び定着支援に要する経費を助成する。	浜松市	7-(1)
5	UD・男女共同参画課	企業向け女性活躍推進セミナー等	女性のキャリア形成等を促進するため、企業を対象として仕事と家事・育児の両立支援に加え、女性特有の症状を踏まえた「健康との両立」を啓発する。	浜松市	4-(1)
6	UD・男女共同参画課	女性に特化した起業支援セミナー	多様な視点や発想を活かした起業を支援するセミナーを開催し、市内における女性起業家の育成と経済活動への参画促進を図る。	浜松市	4-(1)
7	UD・男女共同参画課	男女共同参画推進講座開催・相談等業務委託事業	就労中又は育児中の女性を対象に、職業領域における女性活躍推進を目的としたキャリアアップ及び就労継続を支援する講座等を行う。	浜松市	4-(2)
8	UD・男女共同参画課	働く女性のためのリスクリテラシー講座	市内で就業中の女性を対象としたリスクリテラシー講座やキャリア形成を考える研修を実施する。	浜松市	4-(2)
9	福祉総務課	生活保護受給者等就労自立促進事業(ワークライフサポート事業)	協定を締結し、生活保護、住居確保給付金受給者等に対して計画的に就労支援を実施する。	ハローワーク 浜松市	2-(2)
10	福祉総務課	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者に対する総合相談窓口の設置、支援計画に基づく支援を行う。(住居確保給付金及び居住支援事業を含む)	ハローワーク 浜松市	2-(3)
11	福祉総務課	ホームレス自立支援事業	個々のホームレスが抱える複合的に絡み合った問題解決に向けた相談・支援体制の構築によるホームレスへの自立支援を行う。	浜松市	2-(4)
12	福祉総務課	浜松地域生活保護受給者等就労自立促進事業協議会	第二のセーフティネット関連施策等の効果を高め、対象者の安定的な就労機会の確保により生活再建を図るため、関係機関の連携、協力、調整等を行う。	ハローワーク	2-(6)
13	福祉総務課	人権啓発オピニオンリーダー講座	企業において、人権問題に対する正しい理解と認識を深めることにより、公正な採用活動及び働きやすい職場づくりを推進するとともに、企業の社会的責任に対する意識の向上を図るため本事業を行う。	ハローワーク 浜松市	P8-(2)
14	福祉総務課	浜松市福祉人材バンク運営事業	福祉事業を支える福祉人材の確保のため、就職斡旋や就職相談、福祉の職場に関する啓発等の事業を行う。	浜松市	9-(5)
15	福祉総務課 障害保健福祉課 高齢者福祉課 介護保険課	地域福祉人材奨学金返済支援事業	市内の介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所等に介護職員等として勤務した場合に貸与型奨学金の返済額の一部を個人に支給する。	浜松市	9-(5)
16	障害保健福祉課	企業伴走型障害者雇用推進事業	企業が円滑な障がい者雇用を実現することができるよう、障がいのある人の能力や希望に適した職務の選定や職場の環境整備等について継続的な助言及び支援を行う。	浜松市	6-(2)

No.	担当課名	事業名等	事業概要	事業主体	備考
17	障害保健福祉課	就労支援チーム会議	障がい者就労支援機関の合同会議開催を通じて、円滑な連携支援体制の構築を図る。	ハローワーク	6-(3)
18	障害保健福祉課	福祉事業所フェア	障害者就労支援施設を集め、特別支援学校等に通う生徒や保護者等を対象に、施設の活動内容を紹介する説明会を実施する。	浜松市	6-(3)
19	障害保健福祉課	精神・発達障害者就労支援フォローアップ事業	就労支援事業所の支援技術の向上と、一般就労への移行者を増加させるため、就労支援事業所への実地支援及び研修会を行う。	浜松市	6-(3)
20	障害保健福祉課	職場見学会	就労系障害福祉サービス事業所支援員及び利用者等障がいのある人が実際の雇用現場を見学することにより、一般就労への意識を高め、一般就労への移行を推進する。	浜松市	6-(4)
21	高齢者福祉課	シルバー人材センター支援事業	高齢者の就業機会の増大と生きがいの充実に努めるとともに活力ある地域社会づくりに寄与するシルバー人材センターの事業に要する経費を補助する。	公益社団法人浜松市シルバー人材センター	5-(2)
22	介護保険課	介護職員キャリアアップ支援事業	市内における介護人材の増加及び定着を図るため、介護職員等の資格取得を支援し、今後の介護サービスに対する需要の増加に対応する介護人材を確保する。	浜松市	9-(5)
23	介護保険課	介護の担い手外国人支援事業	EPA介護福祉士候補者の受入れに対する助成により、多様な介護人材の活用を図る。	浜松市	9-(5)
24	介護保険課	かいごTERAKOYA事業	介護職員に安心して働いてもらうため、市内介護施設で小学生を預かるための職場環境等の整備を行う。	浜松市	9-(5)
25	健康医療課	自殺対策	孤立を防ぐため、生活上の様々な悩みの相談先を一覧表にした「相談機関一覧表」をハローワーク他関係機関に配布し、周知を図る。	浜松市	2-(5)
26	こども若者政策課 (青少年育成センター)	浜松市こども・若者支援地域協議会	福祉・教育・保健・雇用等の様々な分野の機関の代表者や実務者等で構成され、情報交換や支援施策を協議することにより関係機関同士の連携を深め、若者への総合的な支援の充実を図る。	浜松市	3-(2)
27	子育て支援課	ママの働くための出張講座	住民に身近な区役所等でマザーズハローワークの出張相談会を開催し、子育て中で就労希望のある女性等の育児と就業の両立を支援する。	浜松市 ハローワーク	4-(2)
28	子育て支援課	ひとり親サポートセンター (母子家庭等就業・自立支援センター)	ひとり親家庭の就業相談・紹介及び自立に関する支援を行い、個々の状況に応じて特定求職者雇用開発助成金、公的職業訓練、トライアル雇用助成金を活用する。	浜松市 公益社団法人静岡県ひとり親福祉連合会	4-(2)
29	子育て支援課	ひとり親家庭等自立支援給付金事業	ひとり親家庭が、就職に有利な資格取得のため訓練を受ける際に、給付金を支給する。(ただし、ハローワークで実施している教育訓練給付金が対象になる場合は、そちらが優先となる。)	浜松市	4-(2)
30	子育て支援課	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	より良い条件での就業や転職につなげ、ひとり親家庭の自立や生活の安定を図るため、ひとり親家庭の親又はひとり親家庭の児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、対象講座の受講費用の一部を給付金として支給する。	浜松市	4-(2)

No.	担当課名	事業名等	事業概要	事業主体	備考
31	子育て支援課	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に高等職業訓練促進資金等の貸付事業を行う静岡県社会福祉協議会に対し、事業に要する経費を補助する。	社会福祉法人静岡県社会福祉協議会	4-(2)
32	産業振興課 スタートアップ推進課	企業等への支援	起業予定者等へのビジネス支援相談の実施、スタートアップ企業への支援、次世代輸送用機器等の成長7分野における中小企業の事業化実現のための助成、浜松地域イノベーション推進機構による地域企業の基盤強化のための企業支援などを行う。	浜松市	9-(2)
33	産業振興課	中小企業向け融資制度	中小企業者の経営の安定と新規事業展開を支援する、ビジネスサポート資金、創業サポート資金、事業承継資金等の融資制度を実施する。また、ワーク・ライフ・バランス推進事業所や高齢者活躍宣言事業所などの認定等を受けた企業等に対し、ビジネスサポート資金優遇枠を設け、従業員規模に制限なく、より低利な利率で融資を受けられるようにすることで、一層の取り組み促進を図る。	浜松市	9-(3)
34	企業立地推進課	企業誘致関連事業	雇用機会の創出のため、製造業および高度な物流施設の誘致に取り組むほか、ICT関連企業の誘致を促進する。	浜松市	9-(1)
35	企業立地推進課	企業誘致関連事業	立地を検討している企業に対して、労働市場や人材ニーズに関する情報の提供を行うとともに、労働局及びハローワークに対して人材確保支援を依頼する。	浜松市	9-(1)
36	労働政策課	浜松就職・転職ナビJOBはま！運営事業	浜松市内企業の情報や魅力等を全国の学生や移住・転職希望者等の求職者等に向けて情報発信する浜松就職・転職ナビ「JOBはま！」の利用活性化、拡大、認知度向上のため、サイトの掲載内容の充実や、サイトの利便性の向上を図るシステム追加構築、保守運営等を行う。	浜松市	1-(2) 3-(1)
37	労働政策課 職業安定課	浜松市雇用対策協定運営協議会	浜松市雇用対策協定の取組事項を推進し、全般の進捗状況の把握と全体調整を行う。事務局は労働政策課に置く。	浜松市 ハローワーク	1-(3)
38	労働政策課 福祉総務課 障害保健福祉課 子育て支援課	浜松市ジョブサポートセンター事業	浜松市ジョブサポートセンターにおいて、浜松市が行う生活支援等と国が行う職業相談・職業紹介等を一体的に実施し、障がいのある方や高齢者、生活保護受給者等に対し、相談から就職まで一貫したサービスを提供し、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな就労支援を行う。関係機関で構成する運営協議会を設置し、事業運営計画の策定及び事業の評価を行う。	ハローワーク 浜松市	2-(1) 5-(1) 6-(1)
39	労働政策課	高校生職場見学実施事業	高校生の職業や産業に対する理解を深め、適切な職業選択へと導くため高校生の職場見学を実施する。	浜松市	3-(1)
40	労働政策課	若年者市内就職支援事業	大都市圏等の大学生や市内高校生を中心とする若者の市内企業への就職を支援し、本市の産業を担う人材や労働力の確保を図るため、市内高校生を対象とした合同企業説明会の開催や、大学生を対象としたインターンシップイベントの開催等を実施する。	浜松市	3-(1)
41	労働政策課	マッチングアドバイザー派遣等事業	浜松地域の産業を担う人材や労働力の確保を目的に大都市圏等の大学生等や移住・転職希望者の市内企業就職を支援するため、市内企業に精通した相談員を大学キャリア支援課等効果のある場所へ派遣等により相談支援を行う。	浜松市	3-(1)
42	労働政策課	中小企業等採用活動支援事業費補助金	市内中小企業等の正社員の採用活動に伴う企業情報の発信に要する経費等を補助することにより、市内中小企業等の人材確保及び市内就職促進を図る。	浜松市	3-(1)
43	労働政策課	奨学金返還支援事業	産業人材の確保と若者の移住や地元定着を図るため、市と企業が官民一体となって協力し、奨学金返還額の一部を負担する支援を行う。	浜松市	3-(1)
44	労働政策課	UIJターン就職活動応援事業費補助金	市内企業への就職活動にかかる交通費等の補助により、求職者の就職活動費用負担を軽減し、本市へのUIJターンの就職の促進を図る。	浜松市	3-(1)

No.	担当課名	事業名等	事業概要	事業主体	備考
45	労働政策課	位置情報活用による市内企業PR動画作成・配信事業	市内企業の魅力や業務内容等をPRする動画を作成し、あわせて過年度に市が作成した文系女子活躍促進に関する動画4本をスマートフォンの位置情報を利用して県内や大都市圏等の学生等に視聴させ、市内企業の魅力を効果的に発信する。	浜松市	3-(1)
46	労働政策課	浜松みらいっこ事業	将来的な市内就職を促進するため、小中学生を対象にした地元産業や企業を知り、シビックプライドの醸成に繋げる「浜松みらいっこ事業」を実施する。	浜松市	3-(1)
47	労働政策課	社長の特別授業	浜松市内の企業活動や産業の魅力を伝えることを通じて、郷土愛を育むとともに若者の市外への流出の抑制と、大学等への進学による流出後のUターン就職の促進を目的として、市立中学校において、浜松市内の企業代表による「社長の特別授業」（講演）を実施する。	浜松市	3-(1)
48	労働政策課	地域若者サポートステーション事業	ニート等の若者の職業的自立を計るため、若年無業者等に対しキャリアコンサルティングや心理カウンセリング等の支援を行い、若年無業者等を就業に結びつける。	ハローワーク 浜松市	3-(2)
49	労働政策課	就職氷河期世代支援事業	地域若者サポートステーション事業において、就職氷河期世代の特性やニーズに即した個別伴走型支援を実施する。	ハローワーク 浜松市	3-(3)
50	労働政策課	女性就労支援事業	就労意欲のある未就労女性の能力開発や就労意識の向上に繋がるイベントを開催する。また、デジタルスキルアップ講座の開催や個別の就労相談を行い女性の就労を支援する。	浜松市	4-(2)
51	労働政策課	子育て世代就労意欲醸成事業	就労に不安を持つ未就労の子育て中の女性を対象に、職場体験、保育・キャリア両立支援、就労支援を行うことで、就労への意欲向上と市内就労・就労定着を図る。	浜松市	4-(2)
52	労働政策課	浜松家内労働福祉センター	家庭の主婦、母子家庭、身体障害者、高齢者等に対し、相談から家内労働の斡旋業務等を行い、家内労働者の家庭経済の安定助長等を図る。	浜松市	4-(2)
53	労働政策課	高齢者活躍宣言事業所認定制度事業	誰もが70歳になっても働くことができる都市の実現に向け、70歳以上の者の就労が可能な事業所を「浜松市高齢者活躍宣言事業所」に認定し、高齢者の雇用を推進する。	浜松市	5-(2)
54	労働政策課	高齢者就労支援事業	高齢者の雇用創出や働きやすい環境整備等を促し、企業と高齢者双方に対して就労支援、情報提供等の事業を行う。	浜松市	5-(2)
55	労働政策課	障がい者雇用促進セミナー	企業の障がい者雇用に関する不安を払拭することにより障がい者雇用率改善の促進を図ることを目的に、浜松所管内企業を対象とした「障がい者雇用促進セミナー」を実施する。	浜松市 ハローワーク	6-(2) 6-(4)
56	労働政策課	浜松市障害者就労支援事業	障がいのある方に対して、それぞれの能力と希望に応じて就業できるよう本人、家族、事業主からの相談をはじめ、就業後の定着支援まで総合的な支援をする。	浜松市	6-(3)
57	労働政策課	外国人材雇用・就労サポート事業	浜松地域の産業を担う外国人材を確保するため、市内企業等を対象に外国人材の受け入れに関する相談及び外国人の就労に関する相談窓口を設置すると共に、外国人留学生等を対象に、就労や起業、生活等の相談体制を整備することで、次世代の産業分野における外国人材の定着をサポートする。	浜松市	7-(1)
58	労働政策課	外国人留学生就職支援事業	企業が求める技術等と外国人留学生の高い能力をマッチングする取組やインターンシップマッチングイベント等外国人雇用を啓発する取組を実施し、浜松地域における産業人材を確保する。	浜松市	7-(1)

No.	担当課名	事業名等	事業概要	事業主体	備考
59	労働政策課	外国人材獲得事業	海外の意欲的な人材を経済の担い手として活躍していくことを促進するため、受入制度や方法、受入れ後の事例を市内企業に情報を提供し、外国人材の活躍機会の拡大を図る。	浜松市	7-(1)
60	労働政策課	インドワーカー人材活躍促進事業	人手不足に苦戦する市内企業が技能実習・特定技能制度を活用して、インド人材を受け入れることで、その状況を解消できるよう、インド送り出し機関との連携を促進させるマッチングイベントや視察を実施する。	浜松市	8-(2)
61	労働政策課	IITHマッチングイベント開催事業	人材獲得や共同研究を目的に、インド工科大学ハイデラバード校（IITH）と市内企業・大学とのマッチングイベントを開催する。	浜松市	7-(1)
62	労働政策課	インド工科大学ハイデラバード校と市内高校との交流事業	高校生に対し、インドの持つ可能性、グローバルな視点などを学んでいただくことで、自身の進学や就職等の選択肢や可能性を広げてもらうよう、インド工科大学ハイデラバード校片岡教授を招き、市内高校生にインドや同校についての講義を実施する。	浜松市	7-(1)
63	労働政策課	ワーク・ライフ・バランス等推進事業所認証事業	事業所のワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた活動を促進するため、育児休暇制度など従業員の仕事と生活の両立支援等に取り組む事業所を認証し、その取り組みを市のHPで公表する。	浜松市	8-(1)
64	労働政策課	ワーク・ライフ・バランス等アドバイザー派遣事業	ワーク・ライフ・バランス等に配慮した働きやすい職場環境づくりを目指す市内事業所の要望に応じて、社会保険労務士のアドバイザーを派遣し、事業所に応じた適切な助言や指導を行う。	浜松市	8-(1)
65	労働政策課	子育て応援宣言事業所認定事業	市内企業の子育て世代従業員の活躍を推進するため、子育て世代従業員への支援等の取組を積極的に行っている事業所を『浜松市子育て応援宣言事業所』として認定するとともに、その取り組みを公表することにより事業所の子育て世代従業員への支援を広く周知し、浜松地域の産業を担う人材の確保・活躍・定着を図る。また、働き方改革に関するセミナーを開催する。	浜松市	8-(2)
66	労働政策課	子育て世代活躍企業コンテスト事業	子育て世代が働きやすい取組をしている浜松市内の事業所を募集し模範的、先進的、独創的な取組を実施している事業所を審査により選出、表彰し、広く周知することで、優良企業の取組の横展開を図り、子育てしやすい職場環境の整備と子育て世代の就労を促進する。	浜松市	8-(1)
67	労働政策課	勤労者共済事業費助成事業	市内中小企業勤労者の福利厚生充実と福祉向上のため、浜松市勤労福祉協会が実施する勤労者への共済事業の経費を助成する。	浜松市勤労福祉協会	9-(4)
68	訓練課 (ハローワーク)	キャリア形成／リ・スキリング相談コーナー	訓練受講希望者等に対して、キャリアコンサルタントによる相談支援を行う。	ハローワーク	9-(5)
69	職業安定課 (ハローワーク)	浜松新卒応援ハローワーク	学生や既卒3年以内の求職者等に対して、就職支援ナビゲーターによる担当者制により支援を実施する。	ハローワーク	3-(1)
70	職業安定課 訓練課 (ハローワーク)	若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定企業」制度	若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業の情報発信などによる適切な職業選択の支援、円滑な就職実現などに向けた取組を推進する。	ハローワーク	3-(1)
71	職業安定課 (ハローワーク)	浜松わかものハローワーク	35歳未満の求職者に対して、就職支援ナビゲーターによる担当者制により支援を実施する。	ハローワーク	3-(2)
72	職業安定課 訓練課 (ハローワーク)	浜松地域若者支援連携会議	地域で若者の就業を支援する関係機関の担当者を集めて定期的な会議を開催し、地域における若者支援機関の連携強化と職員の資質向上を目指す。	ハローワーク 浜松市	3-(2)

No.	担当課名	事業名等	事業概要	事業主体	備考
73	職業安定課 (ハローワーク)	ハローワーク浜松ミドル・チャレンジコーナー	就職氷河期世代を含む中高年層に対して、求人開拓、担当者制による職業相談・紹介、就職後の定着支援、各種セミナー、生活設計面の相談等を実施する。	ハローワーク	3-(3)
74	職業安定課 (ハローワーク)	みんなで考えるワークとライフ両立支援協議会	ネットワークを通じて、相互の施策についての理解促進を図るとともに、必要な情報を共有し、子育て世代等の就職支援をはじめとする、仕事と家庭の両立支援に係る具体的な連携事項を協議する。	ハローワーク	4-(2)
75	職業安定課 (ハローワーク)	マザーズハローワーク浜松	子育て・介護中の就職希望者への就職実現プランの策定や、仕事と家庭の両立へ対応する求人開拓、求人確保、求人情報の提供、職業相談・職業紹介を行う。	ハローワーク	4-(2)
76	職業安定課 (ハローワーク)	人材確保対策コーナー	人手不足分野への就職を考えている求職者に対する職業相談・職業紹介等の支援、人材確保を課題とする事業所への支援を行う。	ハローワーク	9-(5)
77	職業安定課 (ハローワーク)	各種セミナー	就職活動の具体的なノウハウ等にかかるセミナー等を実施するとともに、関係機関が行う再就職のための支援セミナー等の情報提供を行う。	ハローワーク	4-(2)
78	職業対策課 (ハローワーク)	各種助成金	トライアル雇用助成金、キャリアアップ助成金を活用し、正社員化を推進する。特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援）の活用を促す。	ハローワーク	3-(2)
79	職業対策課 (ハローワーク)	高齢者等の雇用の安定等に関する法律の周知・啓発	希望者全員が65歳まで働くことができる制度さらに70歳までの就業機会の確保等により意欲と能力があれば年齢に関わりなく働ける生涯現役社会の実現に向けた制度の導入促進など、対象事業主に対する高年齢者就業確保措置導入に向けた指導及び制度の促進に取り組む。	ハローワーク	5-(2)
80	職業対策課 (ハローワーク)	高年齢者の再就職支援	きめ細かな職業相談・職業紹介を行うとともに各種助成金制度を活用した支援を実施する。また、ハローワークの生涯現役支援窓口において、職業生活設計に係る相談、未経験の職種に就く不安を取り除くための職場体験・職場見学・各種セミナーの実施、浜松市が実施している生活支援施策等の紹介及び就業機会の提供を行う機関等の利用に関する相談・援助等を実施する。	ハローワーク	5-(2)
81	職業対策課 (ハローワーク)	障害者雇用率達成指導	障害者雇用率達成のため、未達成事業所に対して計画的な訪問指導を行う。	ハローワーク	6-(2)
82	職業対策課 (ハローワーク)	求人開拓	各種助成金及び雇用支援策の周知を行い、精神障害者や知的障害者向けの求人開拓を実施する。	ハローワーク	6-(2)
83	職業対策課 (ハローワーク)	障がい者就職面接会	障がい者の就労の場を確保し、障がい者雇用率の改善を図るため、浜松所管内企業・求職者を対象とした就職面接会を実施する。	ハローワーク	6-(4)
84	職業対策課 (ハローワーク)	障害者雇用促進法に基づく「障害者雇用優良中小事業主認定」制度	障害者雇用優良中小事業主制度（通称：もにす認定制度）について、制度周知を行い、個々の中小事業主における障がい者雇用の進展に対する関心・理解を喚起する。	ハローワーク	6-(2)
85	職業対策課 (ハローワーク)	外国人雇用状況届出制度	届出の徹底及び外国人労働者の雇用管理改善の促進及び雇用維持のための相談・支援等について積極的に実施する。	ハローワーク	7-(1)
86	職業対策課 (ハローワーク)	外国人人材の就職促進	専門的・技術的分野の外国人人材の就職促進を図る。	ハローワーク	7-(1)

No.	担当課名	事業名等	事業概要	事業主体	備考
87	職業対策課 (ハローワーク)	留学生コーナー	浜松新卒応援ハローワークにおいて、就職支援ナビゲーターによる外国人留学生への就職支援、外国人雇用管理アドバイザーによる企業支援を行う。	ハローワーク	7-(1)
88	職業対策課 (ハローワーク)	専門相談員の配置等	通訳及び外国人専門相談員の配置や不就労の外国人若年者に対するキャリア形成等を行う。また、コミュニケーション能力の向上等を目的とした就労準備研修を行うとともに、修了者の能力等を考慮し、積極的に公共職業訓練等を斡旋する。	ハローワーク	7-(1)
89	職業対策課 (ハローワーク)	外国人就業支援連絡会議	外国人の就業支援に携わる関係機関が連携し、情報交換や協力等を行う。	ハローワーク	7-(1)